

～障がい者を多数雇用している事業主の皆様へ～

ハート購入制度のご案内

岐阜県では、積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業から、物品や役務を優先的に調達する制度（ハート購入制度）を平成14年度から行っています。

平成29年度からは、企業の皆様にとって、よりメリットのある制度となるよう、制度内容を下記のとおり拡充しています。ぜひ申請をよろしくお願ひします。

拡充概要

- ①登録できる物品・役務について「1企業につき1物品又は1役務」の制限撤廃。
⇒県が調達可能な物品又は役務であれば、複数登録可能！
- ②予算及び事業の性質を考慮した上、適当だと判断した場合に、優先的に指名。

対象となる企業

県内に本店又は支店等を有する中小企業で、以下の要件をすべて満たすもの

- ・年間（平成29年1月から12月）を通じ、毎月初日の障がい者雇用率が4%以上であること
- ・岐阜県入札参加資格者名簿に登録されていること
- ・申請書に記載された必要な添付書類が整備されていること

対象となる物品・役務

＜物 品＞ 木製家具、車椅子、垂れ幕・看板、寝具 など

＜役 務＞ クリーニング、リネンサプライ、公園・建物の清掃、車両運行管理、
情報処理サービス など

※県が調達可能な物品等であれば対象となります。

申請方法

所定の申請書に必要事項をご記入の上、添付書類とともに県庁労働雇用課へ提出してください（郵送による受付も行います）。

申請書は、県庁労働雇用課、各県事務所振興防災課産業労働係、県内の各ハローワーク窓口にあります。また、労働雇用課のホームページからダウンロードもできます。

ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/shuro-shien/11367/heart.html>

認定のメリット

審査の結果、「障害者雇用努力企業」として認定された企業は、岐阜県（県庁各課及び現地機関）が行う物品等の調達について、優先的に受注することができます（但し、必ずしも発注があるとは限りませんので、ご理解ください）。

※調達状況を労働雇用課のホームページで公表いたしますので、ご了承願ひします。

申請書提出期限

平成30年2月15日（木）

（認定期間が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの分）

※上記期限以降も受付は随時行います、ただし、認定期間は認定日から平成31年3月31日までと短くなります。

問い合わせ・提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県商工労働部労働雇用課障がい者就労支援室 障がい者就労係

TEL 058-272-1111 内線 3136

058-272-8397（直通）

— 岐 阜 県 —

